

# ◇ 都市計画道路の見直しについて

## ○都市計画道路の見直し

都市計画道路は、高度経済成長期の人口増加や経済成長に伴う交通量の増大などを背景に、その多くを定め、整備を進めてきた。

すべての都市計画道路を整備するためには相当年数を要すると見込まれるが、人口減少と少子高齢化の進展など、都市を取り巻く社会経済状況の変化に適切に対応していくためには、都市計画道路の位置づけや機能を再確認し、都市計画道路網全体の見直しも含めて効率的・効果的に都市計画道路を整備していく必要がある。

都市計画道路の見直しは、一定の方針や考え方に基づいて行われることが望ましいため、県では、平成19年3月に「都市計画道路見直しガイドライン」を策定し、各市町村に対し一定の指針を示した。

## ○甲府市における都市計画道路の見直し

甲府市は県の見直しガイドラインに基づき、当初の都市計画決定から20年以上経過した未整備路線について平成22年9月から必要性や妥当性の検証による都市計画道路の見直しを進めてきた。

平成22年 9月	甲府市都市計画道路見直し検討委員会を設置し見直しに着手。 ※会長 山梨大学大学院 佐々木邦明教授
平成24年 7月	見直し素案の公表
平成24年 7月	見直し素案についてパブコメを実施（7/9～8/8）
平成24年11月	見直し原案の公表
平成24年11月	住民説明会（市内5地区）
平成25年 3月	甲府市都市計画道路見直し案を発表
平成25年 4月～	都市計画の変更手続きに着手

-1-

# ◇ 都市計画の決定（変更）権者と手続きについて

## ○市町村が決定する都市計画と県が決定する都市計画（道路）

都市計画法第15条（都市計画を定める者）

次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。

第1項第5号

一市町村の区域を越える広域の見地から決定する都市施設

政令第9条2項1号

イ 一般国道又は都道府県道

ロ 自動車専用道路

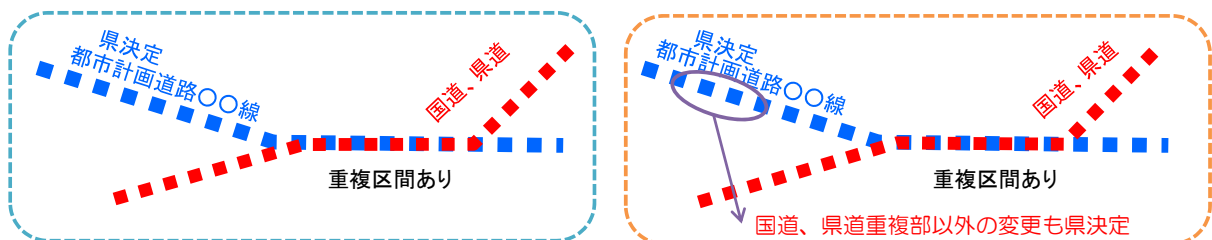
県が決定（変更）

- ・国道、県道と重複する都市計画道路
- ・自動車専用道路

市町村が決定（変更）

- ・その他の道路

国道、県道の一部が重複している場合であっても路線として県決定となる。（変更の際も同じ）



## ○ 都市計画決定（変更）の手続き

都市計画の主体は市町村であるが、県が決定（変更）する都市計画道路は県の都市計画審議会に諮ることとなっている。

-2-